

脱炭素先行地域への応募について

1. 経緯

国は2050年カーボンニュートラルに向け、脱炭素ロードマップ（令和3年6月）を策定し、2030年までの集中的な脱炭素の取り組みの一環として脱炭素先行地域の選定による地域の脱炭素化や地域課題の解決に取り組んでいる。

市は第二次高山市地球温暖化対策地域推進計画（令和4年3月）を策定し、市内における二酸化炭素排出量実質ゼロの早期達成を目標に掲げるとともに、その達成に向け2030年までのCO₂排出量46%の削減と市内における再生可能エネルギー自給率実質100%を目指すこととしている。

再生可能エネルギーの多様な利用方法について検討を進める中で、民間事業者より同事業者が手掛ける小水力発電で発電する電力を、市内の公共施設や住宅などに供給するエネルギーの地産地消の事業化と、その財源確保のため市と共同で国の「脱炭素先行地域」に応募することについて提案があった。

2. 脱炭素先行地域について

脱炭素先行地域とは、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出量実質ゼロの実現、かつ、運輸部門や熱利用などにおける温室効果ガス排出削減を実現する地域として国（環境省）が認める地域のこと、当該先行地域に選定されることで、5年間で補助率2/3、最大50億円（最大事業費75億円）の交付金受給対象となり、当該交付金を活用した事業展開が可能となる。

国は、少なくとも100か所で脱炭素先行地域を選定することとしており、現在、第3回目の募集案内が行われている（申請期間：令和5年2月7日～17日）。なお、これまでの2回の選定が行われ46地域が決定している。

主な選定要件は以下の通り。

- ・指定範囲内の民生部門のCO₂排出量実質ゼロを実現すること（～2030年）
- ・地域特性に応じた温室効果ガス排出量削減の取り組みを並行して実施すること
- ・再生可能エネルギー設備を最大限導入すること
- ・地域課題の解決やくらしの質の向上につなげる取り組みとすること
- ・実現可能な計画であること（計画の具体性、関係者との合意形成など）
- ・地方公共団体と民間事業者による共同申請であること（第3回より） など

3. 事業提案の主な内容（現状における最大限の内容）

①事業内容

- ア) 市内での小水力発電施設の整備、運営
- イ) 新電力会社（PPS）の設立
- ウ) 観光施設の脱炭素化
- エ) モビリティ分野（運輸部門）の脱炭素化

②設定範囲（エリア）

- ア) 小水力発電施設が所在する町内会単位を想定
- イ) 公共施設、観光施設は別途施設群としてとりまとめ

③事業期間（交付金交付期間）

- ・令和6年度～令和10年度の5年間

④事業費

- ・現在積算中であるが、小水力発電建設費のみで交付金の上限に到達する見込み

⑤共同申請者（調整中含む）

- ・市内発電会社など11社を予定

4. 市における事業参画のメリット

- ①電力の地産地消によるエネルギーや資金の市内循環
- ②新たな事業展開による中山間地での生業の創出
- ③公共施設の脱炭素化及び電気料削減
- ④市全域の脱炭素化及び環境教育の推進
- ⑤観光施設や運輸部門の脱炭素化によるイメージ向上、誘客促進
- ⑥発電所整備等への直接的な市の負担不要

4. 提案に対する対応

- ・脱炭素先行地域への共同申請に向け準備中（第3回：令和5年2月17日締切）